

受付印

未登記家屋所有者変更届

三好市長 あて

届出日		年 月 日
届出者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	⑩
	電話番号	() -

次のとおり、未登記家屋の所有者を変更したので届け出ます。
 なお、今後万一この物件に係る紛争があった時は、当方にて解決し、貴市に迷惑はかけません。

家屋の所在・地番	種類	構造	床面積	備考
三好市			m ²	
三好市			m ²	
三好市			m ²	
三好市			m ²	
三好市			m ²	
三好市			m ²	

所有者変更の原因 (該当に☑をしてください)	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	年 月 日	

旧所有者 (※旧所有者が死亡の場合は、印鑑不要)	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	⑩

新所有者	住所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏名 (名称)	⑩
	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生
電話番号	() -	

※この届出は、地方税法上の所有者を認定するものであり、民法206条に定める所有権(所有者)を市が認めるものではありません。

※市役所処理欄

物件番号				
家屋台帳	年 月 日		名寄帳	年 月 日

別紙（未登記家屋所有者変更届用）

同意書

未登記家屋の所有者が、新所有者に変更されたことに同意します。なお、今後万一この物件に係る紛争があった時は、当方にて解決し、貴市に迷惑はかけません。

被相続人氏名		年	月	日死亡
続柄	フリガナ 氏名	住所		印

- ※ 表内にはすべての相続人について記入してください。
- ※ 遺産分割協議書の写しを添付する場合は、別紙の添付は必要ありません。

未登記家屋所有者変更届について

□相続の場合

- 遺産分割協議書[㊤]又は遺言証書[㊤]もしくは相続人全員の同意書（別紙）
（相続人が一人の場合は省略）
- 相続人全員の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）
- 相続関係説明図（遺産分割協議書に記載されている場合は省略）
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本[㊤]、除籍謄本[㊤]

□売買の場合

- 売買契約書等（売買契約の成立を証明する書面[㊤]）
- 新・旧所有者の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）

□贈与の場合

- 贈与契約書等（贈与契約の成立を証明する書面[㊤]）
- 新・旧所有者の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）

□その他

- 所有権移転の事実を証明する契約書・協議書または確定判決正本等[㊤]
- 新・旧所有者の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの、判決の場合は新所有者のみ）

□登記した場合

- 未登記家屋所有者変更届を提出する必要はありません。

不動産登記法

第四十七条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

◇お問い合わせ先◇

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2

三好市役所 税務課 資産税係

電話0883-72-7614